## 議案第12号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

## 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)が改正されて条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後
-----

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3 条第1項又は第3項の認定を受けた施設 及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がさ れたものに限る。) 次号及び第4号に 掲げる事項
  - (3)及び(4) (略)
- 2 (略)

## 改正前

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
  - (3)及び(4) (略)
- 2 (略)

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。